

令和6年（ワ）第23号 ウェブページ削除等請求事件
原 告 部落解放同盟新潟県連合会 外3名
被 告 宮 部 龍 彦 外 1 名

準備書面3

新潟地方裁判所第一民事部合議係 御中

令和8年1月15日

被 告 宮 部 龍 彦
被 告 示 現 舎 合 同 会 社
上記代表社員 宮 部 龍 彦

被告らは、乙28(裁決書)、乙29(拡大開示後の対象文書)、乙30(新たに公開された箇所の差分整理)を提出するに伴い、以下の主張を補充する。

第1 乙28～乙30提出について

- 1 乙28(裁決書)は、乙8-5(教高第711号対象行政文書)に係る部分公開決定について、新潟県情報公開審査会の答申を踏まえ、非公開部分の一部を「公開すべき」と判断し、実際に公開範囲が拡大したことを示すものである。
- 2 乙29は、上記裁決に基づき公開範囲が拡大された対象文書そのものであり、乙30は新たに公開された箇所を整理した差分表である。

第2 原告長谷川均の実名の扱いについて

- 1 乙28（裁決書）は、団体代表者の氏名につき、「新聞・テレビ等のマスコミ情報等で既に明らかにされ、かつ、何人も知り得る状態にある」ことを理由として、条例7条2号ただし書アに該当し公開が妥当であると判断している。

実際、乙29のとおり、部落解放同盟新潟県連合会の文書には「執行委員長 長谷川 均」と明記されており、当該氏名が開示されている。

- 2 加えて、本件訴訟においては閲覧制限により原告長谷川サナエ氏らの氏名が秘匿されているが、これは訴訟記録の閲覧等に関する訴訟指揮上の措置であり、報道等によって既に公知となっている情報の性質それ自体を変更するものではない（乙15等も参照）。

したがって、本件の不法行為（名誉毀損・人格権侵害等）判断においては、上記のとおり行政手続において「公知性」を理由に開示が妥当と判断された事実を踏まえ、当該氏名を「非公知の私生活情報」と同視する前提を探らないよう、秘匿利益の程度を適切に評価されたい。

- 3 仮に原告らが他事件の判決等を提出するとしても、当該判決の射程・事案の相違を踏まえ、本件では、乙28に示された「公知性（何人も知り得る状態）」という外形的事情、ならびに乙29・乙30により実際に開示された事実を前提として、具体的に秘匿利益の程度を判断されたい。
- 4 なお、表現行為の適法性（違法性阻却・相当性）の判断において、公知の事項をなお「秘密」と擬制して前提事実を構成することは、表現活動を不当に萎縮させるおそれがある。憲法21条の趣旨（表現の自由）および憲法82条の公開原則の趣旨にも照らし、秘匿利益の評価は、情報の公知性・公開状況（乙28～乙30）に即して行われるべきである。

第3 その他の情報について

- 1 乙29、乙30によれば、新潟県高等学校教職員組合、新潟県教職員組合が確認会に参加していたことが明らかになっている。
- 2 確認会等が、教育行政（県教育委員会・県立高校）と、社会運動団体、職員団体（労働組合）等の複数主体が関与する形で実施されていたことは、当該会合が純然たる私的領域の出来事ではなく、少なくとも一定程度「公的領域（教育行政）に関する協議・対応」という性格を有することを裏付ける事情である。
- 3 そして、原告らがいわゆる「差別される弱者」像には全くあてはまらず、むしろ極めて強力な圧力団体であることが改めて明らかになった。

第4 調査嘱託について

- 1 乙28～乙30の提出により、本件に関連する行政手続の経緯及び拡大開示の内容・範囲等の主要な客観事項は相当程度明らかとなった。したがって、被告らは、現時点において調査嘱託の必要性・相当性が具体化しているとはいえないため、調査嘱託の申立ては行わない。
もっとも、原告らが確認会等の具体的な内容を更に争点化し、裁判所が必要と判断する場合には、照会事項及び対象文書を限定した形で、調査嘱託等の申立てを検討する。
- 2 他方で、確認会等の場における具体的なやりとり（発言態様、場の状況等）は文書からは十分に把握できない。別紙記事目録5(1)記事の事実関係や「ヤクザみた

い」等の表現の妥当性について証明するには、実際に現場に居合わせた者の証言が必要である。従って、証人尋問の必要性は高い。

以上
